

「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る評価実施要領

第1 趣旨

「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」（以下「本事業」という。）の効率的で効果的な進捗管理を行うため、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会設置要領（令和 6 年12月11日付け 6 農会第699号農林水産技術会議事務局長決定。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月 1 日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月 1 日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）及び本要領に定めるところにより、試験研究計画における研究成果の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評価の体制等

- 1 本事業の評価は、運営規則第 6 条に基づき設置する評議委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第 6 条第 2 項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び農林水産省職員により構成するものとする。
 - （1）評価に係る研究等について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者として、設置要領第 3 に基づき、スマート農業技術の開発・供給に関する事業に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - （2）その氏名（農林水産省職員を除く）、所属及び評価ランクの公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 公正で透明な評価を行う観点から、評価の対象となる課題と利害関係を有する者は当該課題の評価に参加できない。利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（8）のいずれかに該当する場合とする。
 - （1）当該試験研究計画の中で研究課題担当者となっている場合。
 - （2）当該試験研究計画の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。

- (3) 当該試験研究計画の研究課題担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該試験研究計画の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該試験研究計画の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該試験研究計画の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) 当該試験研究計画の研究課題に参画する民間企業の役員に就任（すでに退任している場合も含む）又は株式を保有している場合。
- (8) その他、所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

4 当該試験研究計画について利害関係を有する委員は、評価の実施前までに必ず所長にその旨を通知するものとし、評価に加わらないこととする。

5 委員は、評価により知り得た秘密情報について、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 評価方法等

- 1 評価は本事業の営農類型ごとに、中間評価及び終了時評価を実施する。
- 2 中間評価は、研究期間が3年間である研究課題に対し、2年度目に実施する。
 - (1) 委員会は、営農類型ごとに構成する。
 - (2) 評価の対象となる研究課題の代表機関等は、生研支援センターが指定する期日までに、それまでの研究の進捗状況を取りまとめた中間評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出する。
 - (3) 委員は、中間評価用報告書を基に、別紙1に定める評価基準に基づき、面接による評価を行い、委員会において当該研究課題の評価結果を決定する。
 - (4) 所長は、(3)の結果を運営管理委員会に報告する。
 - (5) 所長は、設置要領第3の1(6)の「評価結果を踏まえた改善方策等に係る助言・指導」に基づき、研究代表者に評価結果を通知し、改善すべきとされた試験研究計画の事項がある場合には、研究代表者に翌年度以降の試験研究計画の見直し又は中止、投入予算の見直し等を指示するとともに、評価ランクを生研支援センターのウェブサイトで公表する。
- 3 終了時評価は、全ての研究課題（研究期間中に中止となった研究課題を除く）に対し、原則として研究期間終了後に速やかに実施する。
 - (1) 委員会は、営農類型ごとに構成する。
 - (2) 評価の対象となる研究課題の代表機関等は、生研支援センターが指定する期日までに、研究終了年度までの研究の進捗状況を取りまとめた終了時評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出する。
 - (3) 委員は、終了時評価用報告書を基に、別紙2に定める評価基準に基づき、書面による評価を行い、委員会において当該研究課題の評価結果を決定する。

- (4) 所長は、(3)の結果を運営管理委員会に報告する。
- (5) 所長は、設置要領第3の1(6)の「評価結果を踏まえた改善方策等に係る助言・指導」に基づき、研究代表者に評価結果を通知するとともに、評価ランクを生研支援センターのウェブサイトで公表する。

第4 その他

- 1 事業実施要領に定めるPD（プログラム・ディレクター。以下「PD」という。）は、中間評価及び終了時評価の対象課題に対し、それぞれ第3の2(3)及び第3の3(3)の結果を参考に点検を実施する。所長は、この点検結果を第3の2(4)及び第3の3(4)と併せ、運営管理委員会に報告する。なお、点検項目には、翌年度の試験研究計画の見直しの指示及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減、試験研究計画の課題の統廃合が含まれるものとする。
- 2 PDは初年度に、別紙1の評価基準を参考にして点検を実施する。点検に基づき、生研支援センターは、翌年度の試験研究計画の見直しの要否、研究課題の予算の増減、試験研究計画の課題の統廃合を検討し、農林水産省技術会議事務局研究推進課と協議のうえ対応を決定する。なお、協議において、当該対応について運営管理委員会による審議の必要があると判断した場合（試験研究計画の大幅な見直しを指示する場合等）には、同委員会における審議結果を踏まえた上で、研究代表者に、翌年度以降の試験研究計画の見直し又は中止、投入予算の見直し等を指示するものとする。
- 3 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 4 評価の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年9月11日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年7月16日から実施する。

(別紙1)

スマート農業技術の開発・供給に関する事業 中間評価基準

【評価ポイント】

評価項目	評価の視点	評価基準	配点 重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型) 現場ニーズ対応型研究 低コスト・小型化等現場 ニーズ即応型開発	配点 技術改良・新たな 栽培方法の確立の 促進
1. 評価年度までの達成状況				
1) 研究計画の進捗	・評価年度までの研究は、事業開始時の試験研究計画書のとおりに進捗しているか（具体的には、①スケジュール、②研究推進体制、③研究費の観点から計画のとおりであるか。）。	A:計画を上回っている B:計画のとおり C:計画をやや下回っている D:計画を下回っている	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点
2) 生産性の向上に関する目標への寄与度	・開発等の対象となるスマート農業技術による生産性の向上に関する目標（労働時間削減または付加価値額向上の目標）の達成のための取組は、事業開始時の試験研究計画書における見込みのとおりに進捗しているか。	A:計画を上回っている B:計画のとおり C:計画をやや下回っている D:計画を下回っている	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点
3) 価格低減効果	・開発等の対象となるスマート農業技術の価格低減のための取組は、事業開始時の試験研究計画書における見込みのとおりに進捗しているか。	A:計画を上回っている B:計画のとおり C:計画をやや下回っている D:計画を下回っている	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点
4) 実用化・普及	・開発等の対象となるスマート農業技術の実用化・普及のための取組は、事業開始時の試験研究計画書における見込みのとおりに進捗しているか。	A:計画を上回っている B:計画のとおり C:計画をやや下回っている D:計画を下回っている	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点

2. 次年度計画の妥当性				
1) 研究計画の進捗	・次年度の研究実施計画は、評価年度までの研究の進捗状況や研究の実施により明らかになった課題を踏まえて、事業開始時の試験研究計画書において定めた最終目標の達成が見込まれる内容となっているか（具体的には、①スケジュール、②研究推進体制、③研究費の観点から見込まれるか。）。	A:計画を上回る目標達成が見込まれる B:計画のとおり目標達成が見込まれる C:目標達成が一部困難であることが見込まれる D:目標達成が困難であることが見込まれる	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点
2) 生産性の向上に関する目標への寄与度	・次年度の研究実施計画は、事業開始時の試験研究計画書において定めた、開発等の対象となるスマート農業技術による生産性の向上に関する目標（労働時間削減若しくは付加価値額向上の目標）を達成することが見込まれる内容となっているか。	A:計画を上回る目標達成が見込まれる B:計画のとおり目標達成が見込まれる C:目標達成が一部困難であることが見込まれる D:目標達成が困難であることが見込まれる	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点
3) 価格低減効果	・次年度の研究実施計画は、事業開始時の試験研究計画書において定めた、開発等の対象となるスマート農業技術の価格低減に係る目標を達成することが見込まれる内容となっているか。	A:計画を上回る目標達成が見込まれる B:計画のとおり目標達成が見込まれる C:目標達成が一部困難であることが見込まれる D:目標達成が困難であることが見込まれる	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点
4) 実用化・普及	・次年度の研究実施計画は、事業開始時の試験研究計画書において定めた実用化・普及の見込みを達成することが見込まれる内容となっているか。	A:計画を上回る目標達成が見込まれる B:計画のとおり目標達成が見込まれる C:目標達成が一部困難であることが見込まれる D:目標達成が困難であることが見込まれる	A:10点 B:6点 C:3点 D:1点	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点
		得点合計	100点	100点

※1 評価はA B C Dの4段階とする。

※2 各課題の評価ランクは、各委員の得点合計の平均点によって以下の通りとする。

A:100点～76点、B:75点～54点、C:53点～31点、D:30点以下

※3 中間評価の評価ランク及び評価コメントに応じて、予算の増減を行うことができるものとする。

スマート農業技術の開発・供給に関する事業 終了時評価基準

【評価ポイント】

評価項目	評価の視点	評価基準	配点 重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型) 現場ニーズ対応型研究 低コスト・小型化等現場 ニーズ即応型開発 技術改良・新たな栽培方 法の確立の促進	配点 先行的研究開発支 援
1. 研究期間を通しての達成状況				
1) 研究計画の進捗	・研究期間全体を通して、事業開始時の試験研究計画書のとおりに進捗したか(具体的には、①スケジュール、②研究推進体制、③研究費の観点から計画のとおりであったか。)	A:計画を上回った B:計画のとおり C:計画をやや下回った D:計画を下回った	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点
2) 生産性の向上に関する目標への寄与度	・事業開始時の試験研究計画書において定めた、開発等の対象となるスマート農業技術による生産性の向上に関する目標(労働時間削減または付加価値額向上の目標)を達成したか。	A:計画を上回った B:計画のとおり C:計画をやや下回った D:計画を下回った	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点
3) 価格低減効果	・事業開始時の試験研究計画書において定めた、開発等の対象となるスマート農業技術の価格低減に係る目標を達成したか。	A:計画を上回った B:計画のとおり C:計画をやや下回った D:計画を下回った	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点
4) 実用化・普及	・事業開始時の試験研究計画書において定めた、開発等の対象となるスマート農業技術の実用化・普及に係る目標を達成したか。	A:計画を上回った B:計画のとおり C:計画をやや下回った D:計画を下回った	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点	—
	・事業開始時の試験研究計画書において定めた、開発する技術の社会導出に向けた企業との連携に係る目標を達成したか。	A:計画を上回った B:計画のとおり C:計画をやや下回った D:計画を下回った	—	A:25点 B:20点 C:10点 D:5点
2. 研究期間終了後の実用化・普及に係る優位性				
研究成果の実用化・普及見込み	・研究期間に得られた成果から、研究期間終了後の研究成果の速やかな実用化・普及が期待できるか(具体的には、速やかに製品の市販化やサービスの提供等、現場において活用可能なレベルまで開発が進んだかどうか。)	A:速やかな実用化・普及が大きく期待できる B:速やかな実用化・普及が期待できる C:速やかな実用化・普及がやや期待できない D:速やかな実用化・普及が期待できない	A:20点 B:12点 C:6点 D:2点	A:15点 B:10点 C:5点 D:2点
		得点合計	100点	100点

※1 評価はA B C Dの4段階とする。

※2 各課題の評価ランクは、各委員の得点合計の平均点によって以下の通りとする。

A:100点～76点、B:75点～54点、C:53点～31点、D:30点以下